

[事案 2020-61] 新契約無効請求

・令和3年5月26日 和解成立

<事案の概要>

募集人の不適切な行為を理由に、既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成27年12月に契約した終身保険（契約①）および終身介護保険（契約②）、平成28年2月に契約した年金保険（契約③）について、以下等の理由により、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 契約①②について、自分は耳に障害があり、募集人の説明を聞き取ることができる状態ではなく、契約内容を誤解していた。また、契約関係書類は、募集人に促されて名前を記載しただけである。
- (2) 契約③について、保険料の原資は被保険者である次女のものであるため、自分が契約者なのはおかしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約①②について、募集人は複数回の面談を行い、申立人長女にも同席してもらっている。また、設計書を交付して、申立人および申立人長女に商品内容や契約内容を適切に説明している。
- (2) 契約③について、募集人は、勧誘時に申立人および申立人次女に設計書を交付し、商品内容や契約内容を適切に説明している。また、保険料の原資が被保険者である申立人次女のものであったとしても、契約自体は有効である。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続中、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。